

# 宮城県公報

令和7年7月15日(火)  
定期第617号

## 目次

### 告示

- 道路の供用開始(道路課)
- 建築士免許の取消しについて(建築宅地課)

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(2件)(契約課)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(同)

### 教育委員会

- 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について(高校財務・就学支援室)

## 宮城県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和7年7月15日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤沼松島線
- 3 道路の区域

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	赤沼松島線	宮城郡利府町赤沼字明ヶ沢44番1地先から 同郡同町赤沼字二本柵55番1地先まで	令和7年7月15日

宮城県告示第456号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和7年7月8日	大竹 博	二級建築士	第780号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	今野 春夫	二級建築士	第4762号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	遠山 仁	二級建築士	第5324号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	五十嵐 三 男	二級建築士	第7482号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	近江 英一	二級建築士	第1148号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	青木 行男	二級建築士	第3596号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	千葉 敬止	二級建築士	第3691号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	松岡 信夫	二級建築士	第4032号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	丹野 重男	二級建築士	第4831号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	大沼 信吉	二級建築士	第4990号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	伊藤 彦寿	二級建築士	第8887号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	日野 功	二級建築士	第2568号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	西野 勝喜	二級建築士	第3880号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	佐々木 一 男	二級建築士	第4449号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	武田 正	二級建築士	第4773号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	三浦 武男	二級建築士	第5444号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	今野 留治	二級建築士	第5468号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	小松 秀雄	二級建築士	第7703号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	眞庭 三郎	二級建築士	第11371号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため

免許取消年月日	氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和7年7月8日	三春 勝一	二級建築士	第 3556 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	千葉 金作	二級建築士	第 3568 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	高橋 功	二級建築士	第 3668 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	菅原 清勝	二級建築士	第 3875 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	熊谷 幸雄	二級建築士	第 3885 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	鶴岡 栄一	二級建築士	第 4382 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	佐々木 義 知	二級建築士	第 4476 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	鎌倉 次雄	二級建築士	第 5069 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	菊田 光良	二級建築士	第 5114 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	藤原 勝	二級建築士	第 5317 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	早坂 勝雄	二級建築士	第 5664 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	佐藤 孝夫	二級建築士	第 5889 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	渡辺 盛雄	二級建築士	第 5904 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	本野 峯一	二級建築士	第 6127 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	穴戸 隆夫	二級建築士	第 6622 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	黒瀬 宏	二級建築士	第 6658 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	松本 公夫	二級建築士	第 6778 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	油井 賤男	二級建築士	第 6883 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	加藤 利夫	二級建築士	第 6915 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	伊藤 貞雄	二級建築士	第 7084 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	真壁 勝	二級建築士	第 8156 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため

免許取消年月日	氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和7年7月8日	鈴木 貞夫	二級建築士	第 8779 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	佐藤 三郎	二級建築士	第 9032 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	尾形 一郎	二級建築士	第 9195 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	札 繁	二級建築士	第 9405 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和7年7月8日	木村 良範	二級建築士	第 9874 号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る建設工事の名称  
県民会館・NPOプラザ複合施設新築工事（令和6年度債務複合施設1 - 005号）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
宮城県出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月24日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
鹿島建設・橋本店・阿部和工務店特定建設工事共同企業体  
代表者 鹿島建設株式会社東北支店  
仙台市青葉区二日町1番27
- 5 落札金額  
29,120,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和7年1月24日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る建設工事の名称  
県民会館・NPOプラザ複合施設新築舞台工事（令和6年度債務複合施設1 - 107号）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
宮城県出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月24日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
三精テクノロジーズ株式会社 仙台営業所  
仙台市青葉区中央二丁目10番12号
- 5 落札金額  
4,183,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和6年10月15日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
什器・椅子類 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年10月31日（金）
- (4) 納入場所 宮城県佐沼高等学校  
(登米市迫町佐沼字末広1)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335)へ令和7年7月22日(火)午後5時までに提出すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022—211—3333)

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年7月22日(火)まで(2)あて申し出ること。

#### (4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月22日(火)午前9時から令和7年7月24日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月24日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年7月28日(月)午前9時から令和7年7月30日(水)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年7月30日(水)午後5時

(1) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年7月31日（木）午前10時

宮城県行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of the Items to be Procured: Furniture, utensils, appliances, chairs, etc. (1 set)

2. Deadline for Delivery: October 31, 2025 (Fri.)

3. Place of Delivery: Miyagi Prefecture Sanuma High School

4. Deadline for Bid Submission: July 30, 2025 (Wed.), 5:00 P.M.

5. Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division,  
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. Language and Currency Used in Contract Procedure: Japanese and Japanese yen only.

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### 宮城県教育委員会規則第14号

#### 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和51年宮城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(徴収期限の変更及び分割徴収) 第2条 [略]			(徴収期限の変更及び分割徴収) 第2条 [略]		
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 4月1日から同月15日 (通信制の課程における 就学に係るこの号に規定 する申請にあっては、同 月末日)までの間に高等 学校等就学支援金の支給 に関する法律(平成22年 法律第18号。以下「就学支 援金支給法」という。)第 4条の認定の申請(以下 この項及び第4項におい て「申請」という。)をし た者(転入学、編入学、復 校又は転籍(以下「転入学 等」という。)をした者で	[略]	[略]	2 4月1日から同月15日 (通信制の課程における 就学に係るこの号に規定 する申請にあっては、同 月末日)までの間に高等 学校等就学支援金の支給 に関する法律(平成22年 法律第18号。以下「就学支 援金支給法」という。)第 4条の認定の申請(以下 この項及び第4項におい て「申請」という。)をし た者(転入学、編入学、復 校又は転籍(以下「転入学 等」という。)をした者で	[略]	[略]

<p>あって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をした者（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）</p>		
<p><u>2の2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者</u></p>	<p><u>その年度の第1期分の授業料又は当該年度の受講料</u></p>	<p><u>徴収期限から6月を経過した日</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

2～4 [略]

<p>あって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をした者（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）</p>		
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

2～4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。